

令和8年度 第1回住吉区防災専門会議での意見に対する対応方針

番号	意 見	対 応 方 針	参考
1	【障がいのある当事者の声に基づく広報について】 当事業所で防災イベントに参加している障がいのある当事者の方から、実災害時の災害時避難所での生活に不安を感じているとの声があった。ぜひ当事者の声を聞いていただいたうえで、その内容を踏まえ、避難所生活で事前に知っておくべきことや備えておくべきこと等を、Q&A形式等で分かりやすく広報していただきたい。	令和8年度住吉区総合防災訓練では、複数の障がい者支援事業所にご協力いただき、事業所職員及び当事者の方々に、各地域の訓練へ参加いただく予定です。 訓練当日は、参加される当事者の方々から感想や気づきを伺うとともに、事業所の方にも参加状況等をお聞きし、これらの内容を踏まえ、発信すべき情報を整理し、福祉避難所連絡会をはじめとするさまざまな場で共有・発信してまいります。	石橋委員
2	【水害時の車いす利用者の上階への避難について】 令和8年度住吉区総合防災訓練について、地震と水害が同時期に発生する想定で実施するということだが、車いす利用者が2階以上に避難する際は、エレベーターがない場合はどのように想定しているのか。なお、電動車いすは100kgほどの重さがある。	実際に車いすを利用している方を訓練で2階へ搬送することは危険を伴うため、当事者の搬送は行わない予定です。代わりに、水害を想定した視点で災害時避難所を確認し、エレベーターが使えない場合に備えて、担架搬送、毛布による搬送、複数人による介助など、状況に応じた搬送方法を検討します。 大和川の氾濫リスクが高まった場合は警戒レベル3が発令され、避難に時間を要する方は早期避難の対象となります。そのため、エレベーターのある避難所では、使用可能な段階で早めに避難してもらうことが重要です。一方、エレベーターのない避難所では複数人での介助等が必要となるため、訓練を通じて、当事者および地域の方々にその必要性を改めてご理解いただくことが重要と考えます。 また、電動車いすについては、避難時にエレベーターが使用できない場合、2階以上へ持ち上げることは現実的ではないため、	石橋委員 上茂委員

令和8年度 第1回住吉区防災専門会議での意見に対する対応方針

番号	意 見	対 応 方 針	参 考
		車いす本体は上階へ搬送せず、利用者のみを移送することを想定しています。	
3	【令和8年度防災情報紙全戸配布について】 令和8年度に全戸配布予定の防災情報紙について、前々回の防災専門会議で畑委員からのご意見を踏まえ、大和川の氾濫時に浸水するおそれのある避難所が一目で分かるよう、識別用のマークを追加しているとともに、大和川氾濫時は警戒レベルにより開設される避難所が段階的に変わることと、また、浸水のおそれがある避難所に避難する場合は必ず2階以上へ上がる必要がある旨を追記したとのことだが、この識別用のマークを防災マップの災害時避難所の一覧の表の方にも追記した方が分かりやすいのではないか。	令和8年度に全戸配布を予定している防災情報紙の防災マップに掲載している災害時避難所一覧に、当該マークを追記いたします。	生田委員
4	【住吉区総合防災訓練のプレスリリースについて】 住吉区総合防災訓練は、大阪市内でも特に大規模で内容が充実した訓練であるため、より多くの方に参加していただくため、プレスリリースを実施することが望ましいと考える。	いただいたご意見を踏まえ、令和8年度住吉区総合防災訓練においては、プレスリリースを行います。	吉城委員